

自治基本条例策定だより

まちのルールづくり、はじめます。

vol.3

4 今後の策定委員会

今後の策定委員会では、論点の絞込みや素案にない規定を盛り込むかなどを議論していくとともに、条例文独特の言い回しを多用せず、誰もがわかりやすく、実現可能な条例案・逐条解説を作成していきます。

山北町自治基本条例策定委員会が始動

1 山北町自治基本条例

山北町自治基本条例は、町の自治に関する基本理念や原則をはじめ、日々の暮らしの中で山北町に住んでいてよかったと実感できる町民が主役のまちづくりや協働のまちづくりを推進するための仕組み、さらには町民・議会・行政それぞれの役割などを示したまちづくりに関する基本的ルールを定めるものです。

2 策定委員会が発足

自治の方針、基本的なルール、仕組みなどを定めた「山北町自治基本条例」を策定するにあたり、今年度、

3 策定委員会の開催

平成23年6月21日に第1回策定委員会が実施され、委員の委嘱とともに自治基本条例とはどのようなもの

条例策定に関する必要事項を検討するため、山北町自治基本条例策定委員会が設置されました。条例に盛り込む内容について意見交換を重ねながら検討を進め、その結果を条例づくりに反映したいと考えており、委員は学識経験を有する者、地域活動団体、福祉団体、高齢者団体、子育て団体、商工・産業団体からの町民、及び公募による町民の計16名で構成されています。

か」「なぜ、自治基本条例が必要なのか」ということを確認しました。また9月2日には、続いて第2回策定委員会が実施され、山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見や考え方など、具体的な議論が始まりました。

委員会を円滑に進めるため、委員の皆さんには事前に山北町自治基本条例素案について質問項目を挙げてもらい、策定委員会では約60項目に及ぶ論点について、①条例中にこの項目が必要であるか、②文章を読んでも条文が理解できるか、③山北町の条例としてふさわしいか、といった事を念頭におきながら、1つずつ議論しました。

条例の素案づくり

■情報公開

策定検討の過程をより多くの住民の皆さんに明らかにするため、策定委員会の会議資料は、会議終了後に町ホームページに掲載するなど公開をしています。

■素案策定

平成24年度には素案を公表し、それに対して意見をいただき最終決定するなど、町民の皆さんが参加した山北町らしさを盛り込んだ素案を作成します。

【問合せ】企画財政課企画班

(電話) 75-3652